

記

1. 保証の内容

- (1) 当該建物は当社が定めるハウスガードシステム施工仕様書及び仕様書を遵守して、表記建物について防腐・防蟻を目的とする加圧注入処理・現場処理を実施したことを保証し、万一この処理に瑕疵があったため、保証期間中に表記建物に加圧注入木材の腐れ被害やシロアリ被害が発生し、建物を修繕する必要が生じた場合は、前記の補償限度額を限度として修復費用(解体工事から復旧工事までの費用)を補償します。
- (2) 当該建物は、保証開始日より10年目以内に、ハウスガードシステム再施工仕様書に基づいて、再施工工事(有償)を実施されなかった場合は、保証が無効になります。

2. 保証の無効および除外

- (1) 施工した建物に増築、改築、移築または修繕などをされ、その新しい建物の部分に必要なシロアリ防除施工を行わない場合は、既保証対象建物の保証が無効になります。(施工後その建物に増築、改築、移築または修繕などの工事を行う場合は、速やかに保証人にご連絡の上、防除施工の手配をとって下さい)
- (2) 保証期間中に腐れやシロアリが発生した時、または発生の疑いを生じた時は、そのままの状態です速やかにご連絡ください。ご連絡なく修繕された場合は、保証が無効になります。
- (3) 雨漏、建物の破損など家屋管理不足、不手際により被害が発生した場合、または土壌処理をしてある土を搬出、掘返しもしくは盛土したりして被害が発生した場合は、保証の対象から除きます。
- (4) 水害・地震などの天地災害により、処理した箇所に影響が及んだ場合は、保証が無効になります。
- (5) 書籍・家具類など動産の損害は、保証の対象から除きます。
- (6) 腐朽菌以外の変色菌などの被害、ヤマトシロアリまたはイエシロアリ以外の虫による損害は、保証の対象から除きます。
- (7) 万一腐れ被害とシロアリ被害が重複して発生した場合の補償限度額は、表記の補償限度額とします。
- (8) 加圧注入処理木材以外の腐朽被害は、保証の対象から除きます。

4. 連絡先

保証条項に該当する事故(シロアリの発生または、シロアリによる建物の損害)発生した場合には、速やかに下記にご連絡下さい。

保証人 株式会社コシイプレーターズ

〒559-0026 大阪市住之江区平林北2丁目9番145号 電話 06-6685-1911